

第1回新居浜市中学校選択制度検討委員会会議録

1. 日時 平成26年5月15日（木）15:00～16:40
2. 場所 新居浜市文化振興会館 3階第5研修室
3. 出席者

委員 本田 郁代	委員 神野 康一（代理）
委員 渡邊 誠一	委員 能瀬 伸一
委員 神野 年夫	委員 坂上 公三
委員 工藤 砂絵子	委員 徳田 勝英（代理）
委員 石井 孝允	委員 栗田 敬子
委員 加藤 哲	
4. 事務局 阿部 義澄 加藤 京子 高田 真由美 長井 秀旗
5. 傍聴者 なし
6. 議題
 - (1) 教育長あいさつ
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 委員の自己紹介及び委員長、副委員長の選出
 - (4) 中学校選択制度検討委員会の公開について
 - (5) 中学校選択制度検討委員会の任務等について
 - (6) 今後のスケジュールについて
 - (7) 学校選択制の概要について
 - (8) その他
7. 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>ただいまから、第1回新居浜市中学校選択制度検討委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。なお検討委員会の公開につきましては、後ほど、ご審議をいただきますが、それまでは、事務局の判断で公開することといたしますので、ご了承願います。それでは開会にあたりまして、阿部教育長がご挨拶を申し上げます。</p>
教育長	<p>皆さま、こんにちは。本日ご出席の委員の皆さまには、教育委員会の中学校選択制の今後の方向性について、ご審議をいただく検討委員会の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。学校選択制につきましてはご案内のように、新居浜市は合併を重ねてきたところでございますが、学校の校区につきましては、ほぼ昔の村の単位でその</p>

ままつながって続いてきているという状況がございます。いろいろ子どもたちにとりまして、その当時はよかっても果たして今の時代はどうかかと思うところがあります。学校は児童生徒数によりまして教職員の配置人数が決まりまして、そして学級を編成します。児童生徒数が減りますと教師の数は減ります。近年の少子化の影響で新居浜市の児童生徒数はだんだん減ってきています。平成10年の児童生徒数は約1万2千人、平成15年は約1万7百人、今年は約9千9百人になっています。ここ数年は概ね1年間に百人程度子どもの数が減っています。こういう状況の中で学校の現場を見ました時に、中学校では生徒数が減っても教師の数が減っても、子どもたちがやりたいことはますます増えてきているという状況にあります。子どもたちがやりたいということはいっぱいありますが、しかし活動の場所がだんだん限られてきています。特に言いますと部活動です。中学校の部活動は学校の教職員が必ずつかなければならないことになっています。先生の本数が減ってくる中では、できる部活動の種目が限られてくるということになります。市内ではある種目の部活動はやっていない中学校があります。例えば女子のソフトボール部は、市内では川東中、東中、南中にしかありません。上部の中学校にはありません。小学校6年間で一生懸命に続けてきて伸ばした技能が中学校で活かされないという状況になります。それは校区制という問題があるからです。そういうことから時代に応じた通学区域というものを考えてもいいのではないかとということで、当時、1年間審議を続けて現在の中学校の選択制度を取り入れました。ただしその時には、概ね5年毎に制度を検討するということにしました。5年目が来た時に、なぜその中学校を選んだのか、プライバシーの問題もあったのですがその理由を聞くようにしました。その頃からある特定の1校に選択の希望が集中するような傾向が見られるようになりました。選択制度を始めた当初の利用者は20人から30人でしたが、5年を経過した頃から60人から80人位の利用になりまして、その内の40人から50人がその1校を希望するようになりました。そういう状況が続く中で、受け入れ可能な枠がありますので実際の入学者は30名程度になりますが、1年生から3年生を合わせますと100人程度の生徒がその学校に通うようになります。少子化で校区の生徒が減少する中で他校区からの生徒が増えるわけで、3年間では概ね100人程度になります。このようなバランスの崩れた状況が5年目以降に見られるようになりました。それから概ね5年を経過いたしましたので、中学校の選択制について改めて委員会を設置して検討を進めていきたいということで、本日、関係機関の代表の皆さま方にお集まりをいただいたところでございます。教育委員会では、現在いじめや不登校

	<p>の問題さらには学力向上などの課題に取り組んでいます。小学校、中学校それぞれではなく、小学校と中学校の9か年、できれば15歳の義務教育が終わるまでを教育委員会の範疇で子どもたちをみていきたい、地域にもそのかたちでお願いしたいと考えています。今、教育委員会では、小中9年間というスパンの中で生徒指導、学力向上、いじめや不登校の問題などに対応しています。それぞれの校区で9年間を見通した学校の経営計画をたててもらっています。そういう状況の中で、他校区からの生徒が急増するようなバランスの崩れた状況は見直していきたいと考えています。新居浜市ではこの10年間、毎年9月に小学生6年生に市内の中学校の特色を紹介する冊子を配りまして、希望する中学校を選択してもらっていたのですが、このまま選択制を続けるのか、見直すのか、廃止するのかという問題について、平成27年度に入学する子どもに対しては、8月末までには一定の判断をしなければ、来年も問題を抱えたままこの選択制を実施することになります。教育委員会といたしましては、大変お忙しいとは存じますが、皆さまのお力をお借りいたしまして、8月末には一定の結論を出していきたいと考えています。そして9月には市内の小学校の6年生に周知、説明をして、そうして27年度の入学に対応していきたいと思っています。8月まで限られた期間になるのですが、鋭意、検討をお願いしたいと思います。バランスのとれた学校運営をしていくことが新居浜市の子どもたちの夢の実現や子ども自身の成長につながっていくものと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは会に先立ちまして、新しくご就任いただきました委員の皆さまへ、委嘱状の交付を行いたいと思います。</p>
	<p>——各委員に委嘱状を交付——</p>
事務局	<p>それでは、検討委員会を始めさせていただきますが、最初の委員会でございますので、委員の皆さまから一言ずつ自己紹介をお願いいたします。</p>
	<p>——委員の自己紹介、事務局の自己紹介——</p>
事務局	<p>ありがとうございました。委員の皆さまの紹介が終わりましてところで、委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。どなたか推薦はございませんでしょうか。</p>

	<p>——（事務局一任の声）——</p>
事務局	<p>事務局に一任していただけるということですので、事務局では栗田委員に委員長を、坂上委員に副委員長をお願いしたいと存じますが、拍手でご承認をいただけますでしょうか。</p>
	<p>——（拍手）——</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行につきましては、栗田委員長さんをお願いしたいと思います。委員長、副委員長さんは前の席に移動をお願いします。</p>
委員長	<p>委員長を務めさせていただくことになりました栗田です。不慣れなもので、ご迷惑をおかけすることと思いますが、委員の皆さまのご協力をいただきながら、円滑な議事を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
副委員長	<p>委員長を補佐する立場として、精一杯務めさせていただきますので、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは議事に従いまして会を進めて参ります。まず最初に検討委員会の公開を議題とさせていただきます。本日は傍聴者の方はいらっしゃらないのですが、この検討委員会につきましては公開とさせていただきたいと思いますが、改めて皆さまのご意見を伺いたいと思います。いかがでございますか。</p>
委員	<p>この検討委員会の周知はどのようにしていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>市のホームページに掲載して周知をしていきたいと思っております。</p>
委員長	<p>特に意見がないようでしたら、検討委員会を公開とさせていただきますので皆さま方のご理解をお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、協議事項の②の中学校選択制度検討委員会の任務等について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布の資料1をお開きください。委員の皆さまには非常にお忙しいところ検</p>

<p>委員長</p>	<p>討委員会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。中学校選択制度検討委員会の任務でございますが、検討委員会設置要綱の第2条に、委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に報告するものをごさいますて、中学校の選択制に関する事、その他必要な事項に関する事などについてご検討をお願いいたします。中学校選択制について一定の方向性を取りまとめたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。</p> <p>それでは続きまして、協議事項の③の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>配布の資料2をお開きください。先ほどの教育長のあいさつにもございましたが、8月末までに一定の方向性を取りまとめていくということで、非常に厳しいスケジュールで、短期間の間に集中的に委員の皆さま方からご意見を伺いたいと思いますのでよろしく申し上げます。本日が第1回目の委員会でございます。委員の任務、スケジュール、学校選択制の概要等について説明をさせていただきます。第2回目を6月に予定いたしております。アンケート結果報告、学校長からの意見、他市の選択制の導入状況などについてご説明をさせていただきます。第3回目、第4回目を7月、8月に予定をいたしております。新居浜市の中学校選択制の考え方、今後のあり方等についてご審議をいただき一定の方向性を取りまとめたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの説明で、ご意見、ご質問などはございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>これからの検討委員会の開催の時間帯はどのようになるのでしょうか。また欠席のときには代理出席はかまわないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>時間帯につきましては委員の皆さまのご意見で調整したいと思います。代理出席は可としたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>検討委員会の開催時間につきましては、次回の日程等の協議の中で、夜の開</p>

<p>委員長</p>	<p>催を希望される委員の方もいますので、調整をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは続きまして、協議事項の④学校選択制の概要について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>配布の資料3をお開きください。少し長くなりますが学校選択制の概要等についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、就学校の指定の流れについてでございます。市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされています。（学校教育法施行令第5条）この際、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定しそれに基づいて指定を行っています。また、指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができるようになっております。（学校教育法施行令第8条）</p> <p>次に、学校選択制等に関するこれまでの提言等についてでございます。平成8年12月に行政改革委員会から出された「規制緩和の推進に関する意見（第2次）－創意で造る新たな日本－」において、学校選択の弾力化について、（1）市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、弾力化に向けて多様な工夫を行うよう指導すること、（2）市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化、調整区域の設定の拡大等の取組事例を継続的に収集し、情報の提供を行うこと、（3）保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について、弾力的に取り扱えることを周知すべきであること、について提言がなされました。また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」におきましても、「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。」と提言されていまして、この提言を踏まえて文部科学省が策定した「21世紀教育新生プラン」においても、各教育委員会における取組の促進を掲げています。</p> <p>さらに、平成13年12月に総合規制改革会議から出された「規制改革の推</p>

進に関する第1次答申」においては、保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることや、導入した市町村にあつては、その手続きを明確にするとともに、就学校の変更要件や手続等について明確にすべきとの提言がなされています。その後、平成17年6月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。」との閣議決定がなされています。

次に、これまでの文部科学省の取組についてでございます。文部省（当時）では、平成8年12月の行政改革委員会からの提言を踏まえ、平成9年1月に「通学区域制度の弾力的運用について」を都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に通知し、教育上の影響等に留意しつつ、その弾力的運用を促しています。通知のポイントは、（1）地域の実情に即し保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと、（2）就学校の変更や区域外就学を認める理由として、従来の理由に加え、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立てにより、認めることができること、（3）通学区域制度の仕組について、広く周知すること及び就学相談の体制の充実を図ること、の3点であります。また、同年9月には、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成・配付することにより、市町村教育委員会が弾力的運用を検討する際の参考となるよう情報提供を行っております。その後、この事例集については、平成12年7月に第2集を、平成14年3月には第3集を作成し、当時の先進的な取組の周知を図ってきました。

さらに、平成15年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正を行い、（1）市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとし、また、（2）市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学校指定校を変更する際の要件及び手続に関し必要な事項を定め公表するものとしたところであります。

次に、新居浜市における学校選択制度導入の経緯でございます。

平成 9年 1月 文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」通知
平成15年 3月 学校教育法施行規則の一部改正
平成15年 6月 通学区域弾力化検討委員会を設置

- 平成15年 8月 通学区域弾力化検討委員会から中間報告
- 平成15年10月 小学校及び中学校の通学区域に関する規則の制定
(学校選択制導入に伴う指定学校変更手続きの明確化)
- 平成16年 1月 通学区域弾力化検討委員会から最終報告
- 平成16年 4月 中学校選択制を導入
- 平成17年10月 小学校及び中学校の通学区域に関する規定の一部改正
(調整通学区域の小学校選択制)
- 平成18年 4月 小学校選択制を導入
- 平成21年 9月 小学校及び中学校の通学区域に関する規定の一部改正
(指定学校の変更理由(許可要件)の追加)

次に、制度導入時の考え方等についてでございます。通学区域弾力化検討委員会中間報告では、次のような取りまとめがなされております。

学校教育に対するニーズの多様化にこたえていくためには、「開かれた、特色ある学校づくり」を実現することが望まれている。この期待にこたえるため、学校はもとより保護者、地域がこれまで以上にそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに連携を図ることが重要である。

これらを実現するため、様々な角度から総合的に対応する必要があるが、効果のある手段として、「中学校選択制」の導入を提言する。

導入の効果として、次の2点があげられる。

一点目として、生徒、保護者は、指定された中学校も含めた選択肢の中から自らの意思で自らに合った中学校を選択できるという自由度を獲得できる。また、生徒、保護者は、選択した学校に愛着、誇りを持つとともに学校に積極的な関わり、連携を図ることが期待できる。また、地域も、地域の学校が選択されるよう学校に積極的に関わり、連携を図ることが期待できる。

二点目として、学校は、生徒、保護者に選択されるよう、様々な情報提供を行なうことを通じて「開かれた学校づくり」が展開されるとともに、個性・魅力ある教育課程の編成などを行い「特色ある学校づくり」を推進することが期待できる。とされています。

次に、新居浜市の中学校選択制度についてでございます。中学校選択制は、規制緩和や学校教育に対する社会的ニーズや価値観が多様化する中で、小学6年生の児童、その保護者が、入学する中学校について、それぞれの中学校の特色を理解し、自ら希望して行きたい、行かせたい中学校を選ぶことができる制

度であります。なお、学校選択制は、おおむね次のように分類されます。

- (1) 自由選択制…市内のすべての学校から選択を認めるもの
- (2) 隣接区域選択制…隣接する学校から選択を認めるもの
- (3) ブロック選択制…市内をいくつかのブロックに分けて、そのブロック内の学校から選択を認めるもの
- (4) 特認校制…特定の学校について、住所地に関係なく選択を認めるもの
- (5) 特定地域選択制…特定の地域に住所地のある者について、学校選択を認めるもの

新居浜市におきましては、平成15年6月に学校、PTA、自治会関係者や学識経験者などで組織した「通学区域弾力化検討委員会」の意見を伺い、平成16年度の新入学生徒からこの制度を導入しています。なお、本市の地理・地形的要因、交通事情や通学の安全性などを考慮し、原則、隣接区域選択制を採用しています。

指定中学校と選択できる中学校

指定中学校	選択できる中学校
東	南・北・川東
西	南・北
南	東・西・北・泉川・中萩・川東
北	東・西・南
泉川	南・船木・中萩・角野・川東
船木	泉川・角野
中萩	南・泉川・大生院・角野
大生院	中萩・角野
角野	泉川・船木・中萩・大生院
川東	東・南・泉川

次に、選択制度に関して選択中学校別の入学予定者の推移についてでございます。5ページをお開きください。平成23年度から26年度までの4年間の実績をまとめています。上段の東中学校ですが、23年度は選択中学校が東中で他校から15人が選択制で入学しています。その内訳といたしましては南中から2人、川東中から13人となっています。24年度は北中から2人、川東中から6人、25年度は南中から2人、北中から4人、川東中から4人、26

	<p>年度は川東中から13人の生徒が選択制で入学しています。次に、2段目の選択中学校の西中でございますが、23年度は南中から20人、北中から8人、24年度は南中から9人、北中から8人、25年度は南中から12人、北中から12人、26年度は南中から27人、北中から9人が選択制で入学しています。以下、中学校別に選択入学生の内訳をまとめています。これを見ますと、東中、西中、南中、北中、川東中が選択制の影響が大きい5校になっていることがご理解いただけると思います。次に6ページをお開きください。選択制度利用者の推移をまとめたものでございます。平成16年から選択制度が始まりましたが、中学1年生の入学予定者は概ね1千人前後で推移しています。選択制の利用者でございますが、当初は20人から40人程度でございましたが、その後60人から80人程度に増加しています。選択制度の申請者と決定者の欄がございますが、その差が少ない年は申請をしたが辞退をした生徒がいたものでございます。なお、選択制の申請者が多かった平成21年、24年、25年、26年は選択制の決定に際しまして抽選を実施しています。下段の表は選択制の影響が大きい東中、西中、南中、北中、川東中の5校の生徒の増減数の推移をまとめたものでございます。これを見ますと生徒の増加が多いのは西中でございます。選択制の利用による生徒数は増加傾向が続いています。先ほどもご説明をいたしました。申請をいたしましても学校の受け入れのキャパシティがございますので、受け入れ可能な人数を超える申請があった年は抽選を実施するようになります。東中、南中につきましては年度によりまして生徒の増と減が見られます。北中、川東中につきましては選択制の実施の時から生徒の減少傾向が続いています。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。</p>
委員	<p>平成26年には西中には選択制で36名が入学しているのですが何人の申請があつて抽選がされたのでしょうか。</p>
事務局	<p>51人の申請がございまして抽選の結果、36人が選択の利用が決定されたものでございます。</p>
委員	<p>抽選で落ちた人は校区の中学校へ行ったのでしょうか。</p>

事務局	今詳しい資料はありませんが、他の中学校を選択されたのではないかと推測されます。
委員	選択の男女別の資料はありますか。それと選択制を利用して行った子どもが3年間その学校へ通ったのか、それとも他の学校へ移ったというようなことがあるのか、資料があれば教えていただきたいと思います。
事務局	今まとまった資料はありませんが、データをとっていますので調べて次回の会でご説明をさせていただきます。
委員長	男女別の数字と選択後の3年間の通学の状況について次回までに資料をよろしくお願いします。
委員	先ほどのお尋ねですが、特段の事情がない限りは、ほぼ選択した中学校へ3年間通っていると思います。
委員	データが欲しいのは、選択の理由がスポーツなのか環境なのか、どういう理由で学校を選択したのかというデータを教えていただきたいと思います。
事務局	概ね最初の5年間はなぜその学校を選んだのかという調査をしておりますが、約5年を経過いたしまして、なぜその学校を選択したのか、その理由を尋ねるアンケート調査を実施するようにしています。選択制の申請書にアンケート用紙をつけて、どういう理由で申請したのかを聞くようにしています。
委員	数年前から抽選が行なわれているということは聞いていたのですが、もともと選択制は地理的な問題や部活動やいじめなどの問題への対応のひとつとして始まったと思うのですが、抽選になりますと本当に学校を変わりたいと思っている子どもがその学校へ行くことができなくなる可能性があると思うのですが、また兄妹が別の学校に行くようなこともあるのではないかと思いますので、そのあたりはどうなのでしょう。
事務局	兄妹が同じ学校にいるという場合は抽選ではなく選択が優先されています。
委員	横並びで一斉に抽選ということではないのですね。

委員長	<p>次回までに資料を提出いただけるということなのですが、そのほかに本日の資料の中でご意見やご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>5年毎に制度を見直してきたという説明があったのですが、今年一定の方向性を決めると、それは5年間は続けていくということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>仮に制度を見直すということになりますと、概ね5年程度はその制度が続いていくものと考えています。</p>
委員	<p>これまでの選択制の成果と課題については詳しい説明はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>選択制を利用された方にアンケート調査をしていますので、そのご意見を成果と課題のひとつとして次回で説明をさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>学校選択の理由としては資料にもありますように身体的理由や地理的要因、いじめの対応などがありますが、中学校の特色や教育レベル、学習環境などで選択することが多いと思います。小学校が多くて中学校が少ない現状では、地理的要因を考えますと中学校だけではなくて小学校も検討しなければならない時期にきているのではないかと思います。また、小学校6年生で次に中学校を検討する時に、その中学校の2年生が落ち着いているかどうか、学校が荒れていないのかということが大きな関心になるというような話をたくさん聞きますので、そのあたりも考慮していく必要があると思います。</p>
委員	<p>A中などは風評被害的なところがあると思われるのですが、例えば部活動が盛ん過ぎて勉強ができないなどということをよく云われるのですが、そんなことは自分の努力次第とは思うのですけれども、そういう見方がありますことから、一般的に勉強がよくできるといわれているB中へ行った方が成績が上がるのではないかとということで、そういった理由でB中を選択する生徒が多いのではないかと思います。地理的なことやいじめなどの問題は非常に少なく、A中に行けば勉強ができなくなる、B中に行けば勉強ができる、そういうイメージだけで選択されるのではないかと思います。またどちらかというとなんかそういう保護者の意向も強いと思います。</p>
委員長	<p>そういったことから見直しが必要な時期がきていると思います。</p>

副委員長	<p>選択制の見直しを検討委員会で審議していくのですが、見直しをしても状況が変わらなければ同じことで、そういうことではいけないと思いますので、教育委員会の方針として選択制を廃止するのであれば廃止するとはっきり決めていくことも大事ではないかと思います。現状を見た時に、やはり選択制で他校区からの通学者が3割から4割を超えるというような状況は考えていかなければならない問題だと思います。</p>
事務局	<p>本日検討委員会にお集まりをいただいておりますが、この会では選択制の廃止を含めての検討をお願いしたいと思います。選択制に関して抽選の話が出ましたが、選択制で非常に多くの子どもがその学校を希望しても、学校側では受け入れのキャパシティがあります。子どもが増えたからといって新たに教室をつくるわけではありません。10月には次年度の入学者が把握できて1学級40名としてその学年の学級数が概ね計算できますので、あと4月以降の転入生の状況なども加味して、他校からの生徒を何人受け入れることができるのか、各校長に受け入れの可能な数を報告いただいております。その数は学校によって違ってきます。これまでは児童数が減ってきていますのでかなりの受け入れができてきたのですが、希望が50数人というようなことになりますと、それだけで1学級の編成を超えますので抽選をするようになります。その時に兄妹で学校が分かれてしまうということは平等ではありませんので、兄妹で上の子どもが在籍している場合は選択が優先されるようにしています。それ以外のいじめなどの問題については特別な事情ですので、選択制とは別の問題と考えています。そういうことで、廃止を含めての検討であることを土台においていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
委員	<p>地域ではいろいろな学校支援をやってきていまして、自治会などと協力しながら地域の子どもたちがすくすくと育つような活動をしています。もともとの地域で小学校で決められた通学区域ではなくて地理的条件で近い小学校を選択して入学したという場合には、愛護班活動や自治会でやっている活動などはその家庭では一切できないということがあります。子どもたちが学校へ通っているほとんどの保護者の方が地域の自治会活動をやっているのに、その家庭はあまり支援もありませんし孤立しているというような状況なのです。そういう事実も最近増えてきているのではないかと思います。いろいろ弊害もでてきますので、小学校も含めた選択制も考えなくてはいけないのではないかと感じています。</p>

委員長	<p>今後は小学校も含めた課題として検討が大事だとは思いますが、この委員会はまず中学校の選択制度の検討を進めたいと思います。先ほどの地域の問題に関しましても、他地域からの子どもが増えるということは、特色ある地域づくりということからも考えなくてはいけないと思いますので、それも含めて次回以降に委員の皆さまとともに検討をしていきたいと思っています。他に何かございますか。</p>
委員	<p>アンケート調査を実施するということなのですがアンケートはできているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、各中学校に配布をいたしております。</p>
委員長	<p>他にご意見などございませんか。</p>
事務局	<p>少し補足説明をさせていただきます。配布の参考資料の1ページをお開きください。新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を載せていますが、第5条を見ていただきたいと思います。指定学校の変更でございますが、児童生徒等の保護者は、別表第3の左欄に掲げる利用により、第3条の規定によって指定された学校以外の学校に児童生徒等を入学させようとする場合は、指定学校変更希望申請書により教育委員会に申請しなければならない、とあります。次に5ページをお開きください。5ページに別表第3がありますが、理由といたしましては、転居、転入等の理由、保護者の就労その他家庭の理由、地理、地域的な理由、教育上の配慮による理由とありまして、この内の教育上の配慮による理由といたしましては、障がいや疾病、特別支援学級への入級、いじめ、不登校などで教育的配慮が必要な場合、兄妹姉妹が在籍する場合、海外からの帰国の場合などの理由に該当する時は就学先を変更することができますようになっております。これは学校教育法施行令第8条によるものでございます。1ページに戻りまして今度は第7条を見ていただきたいと思います。第7条は選択制度の規定でございますが、中学校就学予定者の保護者は、開かれた、特色ある学校づくりの趣旨等に賛同し、第3条の規定によって指定された中学校以外の中学校を選択し、当該中学校に当該中学校就学予定者を入学させようとする場合は、教育委員会が定める日までし、指定学校変更（学校選択）申請書により教育委員会に申請しなければならない、とありまして、資料の6ページと7ページの別表第4に指定中学校と選択できる中学校の一覧があります。</p>

	<p>新居浜市の教育委員会では、教育上の特別な配慮が必要な場合は規則の第5条の規定により指定学校の変更ができますが、それとは別に規則の第7条で開かれた特色ある学校づくりの趣旨に賛同する場合、隣接する中学校から学校を選択できるようになっています。今回、この検討委員会で廃止を含めて見直しを検討しようとしておりますのは、この第7条の学校選択制の部分でございます。第5条の特別な事情につきましては従来通りの取り扱いをしていきたいと考えていますのでご理解をお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>説明のありました学校選択について、これから検討を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ほかに何かございませんか。</p>
委員	<p>他校区へ通学されている生徒はどのようにして通学されているのですか。</p>
委員	<p>ほとんどが自分で自転車で通学しています。公共機関の利用はほとんどないと思います。</p>
委員	<p>これまで選択制は実際子どもが困っている時にサポートできるという利点もあったと思うのですが、その点は法律の中で解消できますので、選択制の見直しについて大きな影響はないと思います。</p>
委員長	<p>次に、その他の議題に移りますが事務局から何かありますか。それでは、次回の検討委員会ですが、6月23日（月）18時から開催をいたしますのでよろしくお願いいたします。場所については後日連絡をいたします。ほかに委員の皆さまから何かあればお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。</p>
委員長	<p>ないようですので、これで本日の検討委員会を終了させていただきます。 皆さまのご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げます。委員会を終わりにしたいと思います。 ありがとうございました。</p>
	<p>閉会 午後16時40分</p>